

山口県報

令和7年
3月28日
(金曜日)

目次

○公告	1
令和7年度山口県予算の要領の公表（財政課）	1
令和6年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）	10



(七三) 令和7年度山口県予算の要領の公表

令和7年2月山口県議会定例会で議決された令和7年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

令和7年3月二十八日

山口県知事 村岡 政

令和7年度山口県一般会計予算

令和7年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ739,840,443千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款 税		歳 入		金 額
1	県 税	1	県 民 税	193,846,912
		2	事 業 税	55,706,525
		3	地 方 消 費 税	46,359,886
		4	不 動 産 取 得 税	55,967,000
		5	県 た ば こ 税	2,793,248
		6	ギ ル フ 場 利 用 税	1,482,000
		8	軽 油 引 取 税	423,000
		9	自 動 車 税	12,235,035
		10	飲 区 税	18,697,218
		16	狩 猟 区 税	8,000
		17	産 業 廃 棄 物 税	10,000
			税	165,000
2	地方消費税清算金	1	地方消費税清算金	69,238,000
				69,238,000
3	地 方 譲 与 税			30,069,000
		1	特別法人事業譲与税	27,316,000
		2	地方揮発油譲与税	2,335,000
		3	石油ガス譲与税	63,000
		5	航空機燃料譲与税	27,000

(10) 外 号				科目				科目				科目				科目			
4	地方特例交付金	9	自動車重量譲与税	203,000	歳	入	計	出	739,840,443	金額		12	繰入金	32,771,601	歳	入	計	出	2,452,920
		10	森林環境譲与税	125,000								11	寄入金	4,744,850					6,490,574
		1	地方特例交付金	784,000	1	議会費	1	議会費	1,484,796			10	特別会計繰入金	28,026,751	10	病院費	3,737,016		3,737,016
5	地方交付税	1	地方交付税	180,300,000	2	総務費	1	議会費	1,484,796			9	基金繰入金	87,487,232	5	労働費	2,980,422		2,980,422
		1	地方交付税	180,300,000					47,021,705			8	貸付金元利収入	83,366,077	1	労働費	767,978		767,978
6	交通安全対策特別交付金	1	交通安全対策特別交付金	242,000					20,025,460			7	受託事業収入	877,498	2	職業能力開発費	1,415,952		1,415,952
		1	交通安全対策特別交付金	242,000					13,565,566			6	延滞金、加算金及び過料等	141,478	3	失業対策費	690,419		690,419
7	分担金及び負担金	1	分担金	3,532,540	1	総務管理費	1	総務管理費	13,565,566			5	預金利子入	23,730	4	労働委員会費	106,073		106,073
		2	負担金	229,245	2	企画調整費	2	企画調整費	6,168,322			4	雑入	3,078,449					35,448,219
		2	負担金	3,303,295	3	徴市選挙費	3	徴市選挙費	1,211,032			3	県債	45,859,000					45,859,000
8	使用料及び手数料	1	使用料	8,346,680	4	防犯費	4	防犯費	1,636,595			2	寄入金	461,915					45,859,000
		2	手数料	6,529,989	5	統計調査費	5	統計調査費	2,848,574			1	寄入金	604,561					45,859,000
		2	手数料	1,816,691	6	人事委員会費	6	人事委員会費	1,249,466			2	財産売却収入	1,066,476					45,859,000
9	国庫支出金	1	国庫負担金	85,943,841	7	監査員費	7	監査員費	138,264			1	財産運用収入	604,561					45,859,000
		2	国庫補助金	34,226,626	8	福祉保護費	8	福祉保護費	178,426			2	財産売却収入	461,915					45,859,000
		3	国庫委託金	48,803,345	9	社会福祉費	9	社会福祉費	107,788,228			3	国庫委託金	2,913,870					45,859,000
		3	国庫委託金	2,913,870	1	児童福祉費	1	児童福祉費	79,337,800			4	国庫補助金	1,066,476					45,859,000
10	財産収入	1	財産収入	1,066,476	2	生活保護費	2	生活保護費	27,515,015			5	国庫補助金	2,913,870					45,859,000
		2	財産収入	604,561	3	災害救助費	3	災害救助費	932,766			6	国庫補助金	1,066,476					45,859,000
		2	財産収入	461,915	4	災害救助費	4	災害救助費	2,647			7	国庫補助金	461,915					45,859,000
11	寄入金	1	寄入金	353,161	5	衆衛生費	5	衆衛生費	23,355,665			8	寄入金	353,161					45,859,000
		1	寄入金	353,161	6	環境衛生費	6	環境衛生費	7,886,898			9	寄入金	353,161					45,859,000
12	繰入金	1	特別会計繰入金	4,744,850	7	保健所費	7	保健所費	2,788,257			10	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		2	基金繰入金	28,026,751	8	医療院費	8	医療院費	6,490,574			11	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		2	基金繰入金	28,026,751	9	病院費	9	病院費	3,737,016			12	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
14	諸収入	1	労働費	87,487,232	10	労働費	10	労働費	3,737,016			13	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		1	労働費	87,487,232					2,980,422			14	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		2	労働費	2,980,422					2,980,422			15	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		3	労働費	767,978					767,978			16	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		4	労働費	1,415,952					1,415,952			17	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		5	労働費	690,419					690,419			18	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		6	労働費	106,073					106,073			19	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		7	労働費	35,448,219					35,448,219			20	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		8	労働費	10,405,911					10,405,911			21	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000
		9	労働費	1,019,251					1,019,251			22	特別会計繰入金	4,744,850					45,859,000

7	商 工 費	3	農 地 費	11,342,335
		4	林 業 費	7,251,756
		5	水 産 業 費	5,428,966
				89,712,916
		1	商 業 費	2,990,836
8	土 木 費	2	工 業 費	85,650,189
		3	観 光 費	1,071,891
				70,669,207
		1	管 理 費	7,105,991
		2	道 路 橋 り よ う 費	32,140,933
		3	河 川 海 岸 費	16,427,293
		4	港 湾 費	7,435,927
		5	都 市 計 画 費	4,901,085
		6	住 宅 費	2,657,978
9	警 察 費	1	警 察 管 理 費	39,354,294
		2	警 察 活 動 費	36,832,644
				2,521,650
				134,044,440
		1	教 育 総 務 費	16,543,885
10	教 育 費	2	小 学 校 費	37,544,836
		3	中 学 校 費	23,109,805
		4	高 等 学 校 費	28,792,884
		7	特 別 支 援 学 校 費	13,197,598
		8	社 会 教 育 費	1,824,868
11	災 害 復 旧 費	9	保 健 体 育 費	914,506
		10	大 学 学 費	2,492,494
		11	学 事 費	9,623,564
				6,412,039
		1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,713,654
12	公 債 費	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,538,385
		4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	160,000
				84,675,512
		1	公 債 費	84,675,512
				96,693,000
13	諸 支 出 金			

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に對する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和7年度から	(1) 令和7年度の利子補給補助金及び利子補給の對象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。	54,774,000
	令和7年度から	(2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金は、年/・95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	139,000
	令和27年度まで	(3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・7%を限度とする額とする。	1,186,000
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に對する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和7年度から	(1) 令和7年度の利子補給補助金及び利子補給の對象とする融資の総額は、1,600,000千円とする。	1,949,000
	令和7年度から	(2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金は、年/・9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	3,227,000
	令和27年度まで	(3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・7%を限度とする額とする。	34,418,000
3 公害防止施設整備資金に對する利子補給	令和7年度から	(1) 令和7年度の利子補給の對象とする融資の総額は、30,000千円とする。	297,000
	令和7年度から	(2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする融資の総額は、30,000千円とする。	703,000
	令和27年度まで	(3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・7%を限度とする額とする。	200,000
4 産業廃棄物処理施設整備資金に對する利子補給	令和7年度から	(1) 令和7年度の利子補給の對象とする融資の総額は、30,000千円とする。	200,000
	令和7年度から	(2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする融資の総額は、30,000千円とする。	739,840,443
	令和27年度まで	(3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・7%を限度とする額とする。	
5 省・創・審エネ施設整備資金に對する利子補給	令和7年度から	(1) 令和7年度の利子補給補助金及び利子補給の對象とする融資の総額は、600,000千円とする。	
	令和7年度から	(2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。	
	令和27年度まで	(3) 金融機関に對する利子補給額は、年/・3%を限度とする額とする。	
6 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に對する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和7年度から	(1) 令和7年度の利子補給の對象とする融資の総額は、400,000千円とする。	
	令和7年度から	(2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助金は、年0.15%を限度とする融資の総額は、400,000千円とする。	
	令和22年度まで	(3) 金融機関に對する利子補給額は、年0.15%を限度とする額とする。	
7 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	令和7年度から	(1) 令和7年度の利子補給の對象とする融資の総額は、400,000千円とする。	
	令和22年度まで	(2) 金融機関に對する利子補給額は、年0.15%を限度とする額とする。	

	最終償還期限の変更があった場合にはその公延更する期日とする。)到来後10か月の期間満了の公延日(以下「損失確定日」という。))において、遅延庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに、遅延損害金を相当する金額及び損失確定日の翌日から利息補填までの利率年//.0%に相当する利息	
17	公益財団法人やまぐち農林振興公社が行った農務費の貸付に対する損失賠償 令和7年度から令和8年度まで	(1) 山口県信用農業協同組合連合会が令和7年度に融け、資本金総額27,200千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、金額に元金の最終償還を要求した場合には信連の指定する期日、その期日より後の期日とする。(2) 到来後3か月間の満了期日、その期日より後の期日とする。(3) 到来後3か月の満了期日、その期日より後の期日とする。(4) 到来後3か月の満了期日、その期日より後の期日とする。(5) 到来後3か月の満了期日、その期日より後の期日とする。(6) 到来後3か月の満了期日、その期日より後の期日とする。(7) 到来後3か月の満了期日、その期日より後の期日とする。(8) 到来後3か月の満了期日、その期日より後の期日とする。(9) 到来後3か月の満了期日、その期日より後の期日とする。(10) 到来後3か月の満了期日、その期日より後の期日とする。
18	小規模企業者等設備貸与事業資金に係る公益財団法人やまぐち漁業経営回復支援特別基金協会に対する損失賠償 令和7年度から令和7年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和7年度に150,000千円を限度として貸し付ける設備の額
19	漁業経営回復支援特別基金協会に対する損失賠償 令和7年度から令和9年度まで	全国漁業信用基金協会が令和7年度に300,000千円を限度として貸付けを行う漁業経営回復支援特別資金に係る債務保証により受ける損失の1/6に相当する額
20	新事業活動支援設備貸与事業資金に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失賠償 令和7年度から令和7年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和7年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額
21	経営安定支援資金(経営安定資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失賠償 令和7年度から令和7年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営安定資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
22	経営安定支援資金(経営安定資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失賠償 令和7年度から令和7年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に2,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営安定資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
23	経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対応資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失賠償 令和7年度から令和7年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対応資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
24	経営安定支援資金(賃金引上げ・価格転嫁口県信用保証協会に対する損失賠償 令和7年度から令和7年度まで	山口県信用保証協会が令和7年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(賃金引上げ・価格転嫁口県信用保証協会に対する損失の70/100に相当する額)

25	経営安定支援資金(返済負担軽減借換等特別資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和 7 年度から令和 22 年度まで	山口県信用保証協会が令和 7 年度に 1,000,000 千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(返済負担軽減借換等特別資金)に係る債務保証により受ける損失の 70/100 に相当する額
26	経営安定支援資金(経営改善・再生支援資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和 7 年度から令和 22 年度まで	山口県信用保証協会が令和 7 年度に 10,000,000 千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営改善・再生支援資金)に係る債務保証により受ける損失の 70/100 に相当する額
27	国立大学法人山口大学医学部の医師養成増枠の入学者に対する貸付金	令和 7 年度から令和 13 年度まで	72,000 千円
28	国立大学法人山口大学医学部の令和 5 年度大学の臨時定員増に係る入学者に対する貸付金	令和 7 年度から令和 12 年度まで	21,600 千円
29	地域医療再生計画に基づく大学医学部の定員増に係る入学者に対する貸付金	令和 7 年度から令和 12 年度まで	108,000 千円
30	やまぐち若者定住応援事業に係る住宅取得支援の対象者に対する補助金	令和 7 年度から令和 16 年度まで	132,960 千円
31	高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和 7 年度から令和 22 年度まで	49,920 千円
32	看護職員県内定着促進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和 7 年度から令和 16 年度まで	28,800 千円
33	地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和 7 年度から令和 16 年度まで	10,080 千円
34	県立高校等 / 人 / 台端末購入費支援の対象者に対する補助金	令和 7 年度から令和 8 年度まで	210,086 千円
35	東部地域岩国基地内大学就学支援事業に係るフリッププログラム修了者に対する補助金	令和 7 年度から令和 8 年度まで	2,500 千円
36	県庁舎トナレ洋式化改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	128,400 千円
37	山口県聴覚障害者情報センター空調設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	24,950 千円
38	議会棟非常用発電設備改修事業の年度を越えること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	292,413 千円

39	山口県由宇青少年自然の家熱源設備改修事業の一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	199,335 千円
40	手数料収納窓口整備事業の買入れを一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	81,075 千円
41	電子県庁基幹システム構築等に係る業務委託等の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 14 年度まで	3,043,847 千円
42	県東部地域県立武道館整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 9 年度まで	7,942,356 千円
43	山口県地震・津波被害相定見直しの見える事業を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	80,000 千円
44	福祉総合相談支援センタータワー一時保護施設整備工事を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	232,955 千円
45	山口県みほり学園整備に係る設計委託の年度を越える工事を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 9 年度まで	228,871 千円
46	山口県環境の保健センター整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 9 年度まで	311,782 千円
47	福祉総合相談支援センタータワー太陽光発電設備設置事業の一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	13,216 千円
48	県立病院用地整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	180,000 千円
49	委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 9 年度まで	201,983 千円
50	県営かんがい排水改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(新開作地区排水機)	令和 7 年度から令和 8 年度まで	200,000 千円
51	〃	令和 7 年度から令和 8 年度まで	190,000 千円
(沖開作地区排水機)			

報 告 書 山 口 県 令 和 7 年 3 月 28 日 金 曜 日				(号 外-10)			
52	経営体育成基盤整備事業の年度を越えること。 (王喜東地区(ほ場整備))	令和7年度から令和8年度まで	150,000千円	64	車両整備事業の年度を越える動産の買入れを一括契約すること。	令和7年度から令和8年度まで	37,400千円
53	〃	令和7年度から令和8年度まで	150,000千円	65	交通安全施設維持管理事業に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から令和8年度まで	850,000千円
54	〃 (新田地区(ほ場整備))	令和7年度から令和8年度まで	250,000千円	66	道路災害防除事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道岩国美和線(松尾トシネル))	令和7年度から令和8年度まで	200,000千円
55	〃 (王喜宇津井地区(ほ場整備))	令和7年度から令和8年度まで	200,000千円	67	道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道光柳井線)	令和7年度から令和8年度まで	199,500千円
56	〃 (内日北第1地区(ほ場整備))	令和7年度から令和8年度まで	200,000千円	68	〃 (国道490号2号橋上部工)	令和7年度から令和9年度まで	1,365,000千円
57	〃 (一ヶ谷地区)	令和7年度から令和9年度まで	200,000千円	69	道路改良事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。 (国道491号第3高架橋上部工)	令和7年度から令和10年度まで	3,780,000千円
58	〃 (沖部下地区)	令和7年度から令和9年度まで	200,000千円	70	防衛施設周辺道路整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道峰ヶ峯公園線)	令和7年度から令和8年度まで	380,071千円
59	〃 (北之江地区排水機製作据付工事)	令和7年度から令和8年度まで	200,000千円	71	〃 (橋りょう補修事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道262号不動滝橋))	令和7年度から令和8年度まで	165,000千円
60	〃 (小郡開作地区排水機製作据付工事)	令和7年度から令和8年度まで	200,000千円	72	〃 (県道大竹美和線(弥栄大橋))	令和7年度から令和8年度まで	83,000千円
61	〃 (森林・林業体験学習館等整備事業の年度を越える工事を一括契約すること)	令和7年度から令和8年度まで	493,030千円	73	〃 (県道山口秋吉台公園自(載重道線井手ヶ原橋))	令和7年度から令和8年度まで	50,000千円
62	〃 (漁業取締船舶建造事業の年度を越える工事を一括契約すること)	令和7年度から令和8年度まで	1,378,043千円	74	〃 (広域河川改修事業の年度を越える工事について国土交通省と協定すること) (土穂石川)	令和7年度から令和8年度まで	483,000千円
63	〃 (江崎漁港海岸)東部地域産業振興センター整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和9年度まで	1,974,647千円	75	〃 (有帆川)	令和7年度から令和8年度まで	52,500千円
76	〃	令和7年度から令和8年度まで	472,500千円	76	〃	令和7年度から令和8年度まで	472,500千円

(土木防災情報システム) (改修工事)			
77 堤防改良事業の年度 を越える工事を一括契 約すること。(見島ダム)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	320, 000千円	
78 港湾既存施設有効活 用促進事業の年度を越 える工事を一括契約す ること。(徳山下松港)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	220, 500千円	
79 単独港湾改修事業の一 括契約すること。(徳山下松港)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	300, 000千円	
80 海岸防災事業の年度 を越える工事を一括契 約すること。(由宇港)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	105, 000千円	
81 “ (三田尻中関港)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	210, 000千円	
82 “ (高潮防災情報システム) (改修工事)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	157, 500千円	
83 空港維持管理事業の 年度を越える動産の買 入れを一括契約するこ と。	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	74, 800千円	
84 都市公園整備事業の一 括契約すること。(維新百年記念公園)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	598, 500千円	
85 単独都市公園整備事 業の年度を越える工事 を一括契約すること。 (山口きらら博記念公園)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	98, 775千円	
86 単独都市公園整備に 係る設計委託の年度を 越える事業を一括契約 すること。	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	81, 950千円	
87 県営住宅建設事業等 の年度を越える工事を 一括契約すること。 (中島厚耐火構造)	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	2, 183, 000千円	
88 防府警察署整備事業 の年度を越える工事を 一括契約すること。	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	3, 705, 849千円	
89 周南警察署整備事業 の年度を越える工事を 一括契約すること。	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	1, 183, 326千円	
90 福井駐在所整備事業 の年度を越える工事を 一括契約すること。	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	71, 762千円	

91 運転免許試験用車両 (中型一種)の年度を契 約する借入れを一括契 約すること。	令和 7 年度から 令和 13 年度まで	22, 020千円	
92 運転免許試験用車両 (中型二種)の年度を契 約する借入れを一括契 約すること。	令和 7 年度から 令和 13 年度まで	17, 754千円	
93 運転免許試験用車両 (準中型)の年度を越 える借入れを一括契約 すること。	令和 7 年度から 令和 13 年度まで	17, 754千円	
94 県立柳井高等学校校 舎建設に係る設計委託 の年度を越える工事を 一括契約すること。	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	58, 569千円	
95 県立下関南総合支援 学校校舎建設事業の一 括契約すること。	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	73, 562千円	
96 県立岩国高等学校校 舎建設事業の年度を越 える工事を一括契約す ること。	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	3, 312, 579千円	
97 県立柳井高等学校校 舎建設事業の年度を越 える工事を一括契約す ること。	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	623, 452千円	
98 県立下関西高等学校 校舎建設事業の年度を 越える工事を一括契約 すること。	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	3, 002, 579千円	
99 山口博物館改修に係 る設計委託の年度を越 える事業を一括契約す ること。	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	49, 507千円	
100 山口県立大学学生寮 解体事業の年度を越 える工事を一括契約す ること。	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	257, 703千円	
101 山口県立大学南キヤ ンパス解体事業の年度 を越える工事を一括契 約すること。	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	1, 591, 858千円	

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等維持管理事業	1, 120, 000	証書借入又は証券発行	年 8. 0 % 以 内	元利均等半年賦又は元金均 等半年賦30年以内
合同庁舎等管理事業	255, 000		ただし 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、直	特別のもののは 借入先と協議して定める条 件による。
防災体制整備拡充事業	900, 000			

(10-外 号)		報 道 山 口 県		日 曜 金		2023 年 3 月 7 日 令和 7	
地域振興対策事業 萩美術館・浦上記念館運営事業	1,000,000 220,000	しを行って 後において は、当該見 直し後の利 率による。		県営海岸保全施設整備事業	87,000		
下関武道館管理事業	84,000			湛水防除事業	49,000		
スポーツ交流村管理事業	30,000			国営農地再編整備事業負担金	117,000		
輸送力増強対策事業	5,000			民有林森林計画事業	100,000		
政策企画推進事業	54,000			広域基幹林道開設事業	85,000		
消防学校運営事業	71,000			ふるさと林道緊急整備事業	78,000		
障害者自立支援対策事業	118,000			一般治山事業	808,000		
老人福祉施設整備事業	12,000			保安林改良事業	24,000		
社会福祉行政指導事業	41,000			保全林整備事業	10,000		
児童福祉施設整備事業	195,000			林地荒廃防止事業	10,000		
環境推進事業	122,000			小規模治山事業	35,000		
県営かんがい排水改良事業	232,000			広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	8,000		
広域営農団地農道整備事業	68,000			漁港漁場機能高度化事業	64,000		
基幹農道整備事業	55,000			漁港海岸保全施設整備事業	189,000		
経営体育成基盤整備事業	797,000			漁港海岸環境整備事業	16,000		
県営中山間地域総合整備事業	66,000			地域水産物供給基盤整備事業 (漁場)	124,000		
団体営土地改良事業	7,000			漁業取締船建造事業	310,000		
基盤整備促進事業	3,000			農林総合技術センター運営事業	155,000		
県営農村振興総合整備事業	5,000			中小企業振興育成事業	48,000		
ふるさと農道緊急整備事業	89,000			国際総合センター運営事業	128,000		
県営老朽ため池整備事業	350,000			計量検定所運営事業	14,000		
団体営農地防災事業	12,000			舗装補修事業	81,000		
地すべり対策事業（農林）	36,000			道路災害防除事業	762,000		
				単独道路舗装事業	759,000		

単独道路災害防除事業	222,000			自然災害防止事業（海岸）	18,000		
単独路側整備事業	300,000			土木諸事業	75,000		
道路改良事業	1,783,000			通常砂防事業	1,243,000		
単独道路改良事業	2,583,000			災害関連緊急砂防事業	34,000		
道路直轄事業負担金	5,341,000			地すべり対策事業（建設）	247,000		
交通安全施設維持管理事業	738,000			災害関連緊急地すべり対策事業	73,000		
交通安全施設整備事業（道路管理者分）	522,000			急傾斜地崩壊対策事業	626,000		
単独交通安全施設整備事業（道路管理者分）	639,000			災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	115,000		
橋りょう補修事業	2,733,000			砂防災害関連事業	99,000		
単独橋りょう補修事業	9,000			単独砂防改良事業	58,000		
広域河川改修事業	951,000			自然災害防止事業（砂防）	388,000		
河川情報基盤緊急整備事業	74,000			港湾改修事業	210,000		
周防高潮対策事業	284,000			港湾既存施設有効活用促進事業	186,000		
河川工作物関連応急対策事業	279,000			港湾環境整備事業	25,000		
河川災害関連事業	267,000			港湾直轄事業負担金	1,916,000		
単独河川改修事業	1,278,000			単独港湾改修事業	59,000		
自然災害防止事業（河川）	140,000			海岸防災事業	650,000		
河川直轄事業負担金	180,000			空港建設事業	72,000		
深川川総合開発事業	442,000			都市計画街路整備事業	404,000		
ダム建設実施調査事業	356,000			単独都市計画街路整備事業	499,000		
堰堤改良事業	77,000			都市公園整備事業	319,000		
堰堤修繕事業	106,000			単独都市公園整備事業	271,000		
高潮対策事業	200,000			公営住宅建設事業	512,000		
侵食対策事業	24,000			過疎地域下水道代行事業	180,000		

(号 外-10)

防府警察署建設事業	6,000				
周南警察署建設事業	142,000				
駐在所等改築事業	103,000				
管繕事業	10,000				
交通指導取締事業	2,000				
交通事故防止施設総合整備事業	326,000				
一般管理事業	406,000				
校舎改築事業	1,183,000				
大規模改造事業	495,000				
施設改造事業	124,000				
財産管理事業	2,822,000				
実験実習事業(全日制)	32,000				
図書館運営事業	136,000				
青少年健全育成施設整備事業	136,000				
博物館運営事業	42,000				
教育研修所管理運営事業	46,000				
教育庁運営事業	38,000				
施設整備事業	212,000				
実験実習事業(特別支援)	9,000				
土木過年補助災害復旧事業	320,000				
土木過年単独災害復旧事業	4,000				
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000				
土木現年単独災害復旧事業	70,000				
補助港湾災害復旧事業	124,000				

県立学校施設災害復旧事業	60,000			
治山施設災害復旧事業	2,000			
県有施設災害復旧事業	100,000			
計	445,859,000			

令和7年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,563千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	入	歳入	項	入	歳入	金額
1 繰入金	1 他会計繰入金	15,127				
2 繰越金	1 繰越金	46,442				
3 諸収入	1 貸付金元利収入	26,994				
歳入	1 歳入計出	88,563				
款	項	金額				
1 母子父子寡婦福祉資金	1 母子父子寡婦福祉資金	88,563				
歳出	1 歳出計	88,563				

令和7年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和7年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

令和7年3月28日 金曜日

山口県報

（号 外一10）									
経費					出				
口					口				
日					日				
令和7年3月28日					令和7年3月28日				
令和7年度山口県 林業・木材産業改善資金特別会計予算					令和7年度山口県 林業・木材産業改善資金特別会計予算				
令和7年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。					令和7年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。				
(歳入歳出予算)					(歳入歳出予算)				
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,012千円と定める。					第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,012千円と定める。				
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。				
第1表 歳入歳出予算					第1表 歳入歳出予算				
(単位 千円)					(単位 千円)				
歳 入					歳 入				
款 項 金 額					款 項 金 額				
3 繰 越 金 122,011					3 繰 越 金 122,011				
4 諸 収 入 1 繰 越 金 122,011					4 諸 収 入 1 繰 越 金 122,011				
1 貸付金元利収入 1,001					1 貸付金元利収入 1,001				
2 雑 入 1					2 雑 入 1				
歳 入 合計 123,012					歳 入 合計 123,012				
歳 出					歳 出				
款 項 金 額					款 項 金 額				
1 林業・木材産業改善資金 123,012					1 林業・木材産業改善資金 123,012				
1 林業・木材産業改善資金 123,012					1 林業・木材産業改善資金 123,012				
歳 出 合計 123,012					歳 出 合計 123,012				
令和7年度沿岸漁業改善資金特別会計予算					令和7年度沿岸漁業改善資金特別会計予算				
令和7年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。					令和7年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。				
(歳入歳出予算)					(歳入歳出予算)				
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,391千円と定める。					第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,391千円と定める。				
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。				
第1表 歳入歳出予算					第1表 歳入歳出予算				
(単位 千円)					(単位 千円)				
歳 入					歳 入				
款 項 金 額					款 項 金 額				
4 諸 収 入 1 繰 越 金 101,391					4 諸 収 入 1 繰 越 金 101,391				
1 貸付金元利収入 2,777					1 貸付金元利収入 2,777				
歳 入 合計 101,391					歳 入 合計 101,391				
歳 出					歳 出				
款 項 金 額					款 項 金 額				
1 沿岸漁業改善資金 101,391					1 沿岸漁業改善資金 101,391				
1 沿岸漁業改善資金 101,391					1 沿岸漁業改善資金 101,391				
歳 出 合計 101,391					歳 出 合計 101,391				
令和7年度当せん金付証券発売事業特別会計予算					令和7年度当せん金付証券発売事業特別会計予算				
令和7年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。					令和7年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。				
(歳入歳出予算)					(歳入歳出予算)				
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,716,327千円と定める。					第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,716,327千円と定める。				
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。				
第1表 歳入歳出予算					第1表 歳入歳出予算				
(単位 千円)					(単位 千円)				
歳 入					歳 入				
款 項 金 額					款 項 金 額				
1 事業収入 3,714,984					1 事業収入 3,714,984				
1 事業収入 3,714,984					1 事業収入 3,714,984				
歳 入 合計 1,342					歳 入 合計 1,342				
2 繰 越 金 1,342					2 繰 越 金 1,342				
3 繰 越 金 1					3 繰 越 金 1				
歳 入 合計 3,716,327					歳 入 合計 3,716,327				
歳 出					歳 出				
款 項 金 額					款 項 金 額				
1 当せん金付証券発売事業費 3,716,327					1 当せん金付証券発売事業費 3,716,327				
1 当せん金付証券発売事業費 3,716,327					1 当せん金付証券発売事業費 3,716,327				
歳 出 合計 3,714,985					歳 出 合計 3,714,985				
3 繰 越 金 3,716,327					3 繰 越 金 3,716,327				

令和7年度収入証紙特別会計予算

令和7年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,574,544千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入		歳出	
款	項	金 額	
1 証紙収入	1 証紙収入	3,574,543	
2 繰越金	1 繰越金	3,574,543	1
歳入	合計	3,574,544	1
歳出		歳入	
款	項	金 額	
1 繰越金	1 繰越金	3,574,544	
歳出	合計	3,574,544	1

令和7年度土地取得事業特別会計予算

令和7年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ274,418千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入		歳出	
款	項	金 額	
1 財産収入	1 財産運用収入	274,417	
	2 財産売却収入	754	
4 繰越金	1 繰越金	273,663	1

歳入 合計 274,418

款 項 金 額

1 土地取得事業費 3 産業団地管理費 274,418

歳出 合計 274,418

4 分譲宅地管理費 9,594

令和7年度公債管理特別会計予算

令和7年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,703,624千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入		歳出	
款	項	金 額	
1 繰入金	1 他会計繰入金	84,439,668	
2 県債	1 県債	84,439,668	
歳入	合計	26,263,956	
		26,263,956	
歳出	合計	110,703,624	

款 項 金 額

1 公債費 1 公債費 110,703,624

歳出 合計 110,703,624

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

借 換 債	26,263,956	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし利率見直し方式で借入金について、直ちに利率の見直しを行つた後において、当該利率は直しの利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のもの、条件による。
-------	------------	------------	---	---------------------------------------

令和7年度港湾整備事業特別会計予算

令和7年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,285,923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 使用料及び手数料	1,572,740	1 使用料	1,572,740
2 寄 付 金	586,183	1 寄 付 金	586,183
3 繰 越 金	1	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入	220,999	1 雑 収 入	220,999
5 県 債 入	906,000	1 県 債 入	906,000
歳 入 合 計	3,285,923	歳 出 合 計	3,285,923

款

1 港湾整備事業費

1 港湾

金 額
3,285,923

3,285,923

第2表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	906,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし利率見直し方式で借入金について、直ちに利率の見直しを行つた後において、当該利率は直しの利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のもの、条件による。

令和7年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和7年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,397,691千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 分担金及び負担金	277,111	1 負担金	277,111
2 諸 収 入	926,880	1 貸付金元利収入	926,880

3 県 債	1 県 債	2,193,700
歳 入	計 出	2,193,700
款	項	3,397,691
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	3,397,691
歳 出	計	3,397,691
第2表 地方債		(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	2,193,700	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし直し方 式で借り入れ るについては、 利率の見直し 率の行つた後 は、当該利率 に直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のもの は、借入先と協議して定める 件による。

令和7年度就農支援資金特別会計予算

令和7年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,470千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

2 歳 入	項 入	金 額
歳 入	金	363
3 繰 越	1 他 会 計 繰 入	363
歳 入	金	6,801
4 諸 収 入	1 繰 越 金	6,801
		8,306

8,305	1	入	金元利収入	貸付金	雑	2	合	歳	計	出	項	金	額
1													
15,470													

令和7年度国民健康保険特別会計予算

令和7年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,188,618千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1 分担金及び負担金	1 負 担 金	金 額
	金	33,502,534
2 国庫支出金	1 国庫負担金	33,502,534
	金	33,144,516
	2 国庫補助金	21,438,370
	金	11,706,146
4 前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	55,544,179
	金	55,544,179
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	319,422
	金	319,422
6 財産収入	1 財産運用収入	6,968
	金	6,968

[illegible][illegible]

括契約すること。 (小周防地区)	令和 9 年度まで	2,524,000千円
---------------------	-----------	-------------

第3表 地 方 債 (単位 千円)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
産 業 団 地 整 備 事 業	294,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金に ついて、直し後において当該利率は直しの後の利率による。	満期一括/10年以内のものは、条ただし、特別のものは、借入先と協議して定める件による。

令和 7 年度電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和7年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総販売電力量 161,579,000KWH

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益 2,608,485千円

第 1 項 営 業 収 益 2,558,302千円

第 2 項 附 帯 事 業 収 益 25,431千円

第 3 項 財 務 収 益 8,253千円

第 4 項 事 業 外 収 益 16,496千円

第 5 項 特 別 利 益 3千円

支 出

第 2 款 電気事業費用 2,482,073千円

第 1 項 営 業 費 用 2,390,702千円

第 2 項 附 帯 事 業 費 用 21,797千円

第 3 項 財 務 費 用 116千円

第 4 項 事 業 外 費 用 66,455千円

第 5 項 特 別 損 失 3千円

第 6 項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額382,121千円は、過年度分損益勘定留保資金335,787千円、減価積立金11,482千円及び当年度資本的収支調整額34,852千円で補てんするものとする。) 。

収 入

第 3 款 資 本 的 収 入 17,711千円

第 3 項 資 本 利 余 金 15,911千円

第 4 項 固 定 資 産 収 入 1千円

第 5 項 雑 収 入 1,799千円

支 出

第 4 款 資 本 的 支 出 399,832千円

第 2 項 改 良 費 385,249千円

第 3 項 投 資 1千円

第 4 項 償 還 金 11,482千円

第 6 項 補 助 金 返 還 金 100千円

第 8 項 予 備 費 3,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
水越発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和8年度まで	19,948千円	
徳山発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和8年度まで	59,446千円	
徳山発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(2工区)	令和7年度から令和8年度まで	198,289千円	
徳山発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和8年度まで	24,424千円	

小瀬川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和8年度まで	50,829千円
末武川発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和9年度まで	450,000千円
木屋川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和9年度まで	147,218千円
新阿武川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和10年度まで	800,000千円
小水力発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和7年度から令和8年度まで	70,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 434,102千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和7年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 572,473,300㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益 収 入 7,445,199千円

第1項 営業収益	6,807,322千円
第2項 営業外収益	637,874千円
第5項 特別利益	3千円
支 出	
第2款 工業用水道事業費用	6,582,030千円
第1項 営業費用	6,412,220千円
第2項 営業外費用	159,807千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,474,492千円は、過年度分損益勘定留保資金4,010,785千円及び当年度資本的収支調整額463,707千円で補てんするものとする。) 。

収 入

第3款 資本的収入	2,090,742千円
第1項 企業債	1,570,000千円
第4項 資本剰余金	283,066千円
第5項 固定資産収入	1千円
第6項 雑収入	237,675千円

支 出

第4款 資本的支出	6,565,234千円
第2項 改良費	5,401,470千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	1,122,442千円
第6項 補助金返還金	31,321千円
第7項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。(電気機器工事 / 工区)	令和7年度から令和8年度まで	39,869千円	

小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事（電気機器工事 2 工区）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	47, 062 千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事（計装設備工事）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	8, 200 千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事（電気機器工事）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	756, 800 千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事（送水管布設工事）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	220, 000 千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事（電気機器工事 7 工区）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	62, 000 千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事（電気機器工事 2 工区）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	41, 589 千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事（計装設備工事 7 工区）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	10, 491 千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事（計装設備工事 2 工区）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	16, 754 千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事（送水施設工事）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 10 年度まで	1, 200, 000 千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事（計装設備工事）を一括契約すること。	令和 7 年度から令和 8 年度まで	22, 355 千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事（電気機器及び計装設備）工事	令和 7 年度から令和 8 年度まで	90, 824 千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
周南工業用水道改良資金	千円 250, 000	証書借入又は証券発行	年 6. 0% 以内 ただし、利率見直し方式	30 年以内に毎年元利均等又は元金均等 年賦又は半 年賦により償還するも

富田夜市川工業用水道改良資金	90, 000	で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率による。	のとする。特別のものは、ただし、協賛して定める条件による。
佐波川工業用水道改良資金	200, 000		
厚東川工業用水道改良資金	520, 000		
厚狭川工業用水道改良資金	130, 000		
木屋川工業用水道改良資金	380, 000		

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、200, 000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職 員 給 与 費 731, 855 千円

（たな卸資産購入限度額）

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、6, 000 千円と定める。

令和 7 年度流域下水道事業会計予算

（総則）

第 1 条 令和 7 年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------|--------------------------------|
| (1) | 流域関連市町数 | 5 市町 |
| (2) | 年間総処理水量 | 15, 406, 581 m ³ |
| (3) | 1 日平均処理水量 | 42, 210 m ³ |
| (4) | 主要な建設改良事業 | 周南流域下水道整備事業費
田布施川流域下水道整備事業費 |
| | （収益的収入及び支出） | 956, 764 千円
442, 610 千円 |

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 流域下水道事業収益		2,111,855千円
第1項 営 業 収 益		1,140,964千円
第2項 営 業 外 収 益		970,891千円
支 出		
第2款 流域下水道事業費用		2,111,855千円
第1項 営 業 費 用		2,067,491千円
第2項 営 業 外 費 用		44,364千円
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		

収 入		
第3款 資本的収入		1,704,965千円
第1項 企 業 債		374,200千円
第2項 国 庫 支 出 金		820,974千円
第3項 負 担 金	支 出	509,791千円
第4款 資本的支出		
第1項 建 設 改 良 費		1,704,965千円
第2項 固定資産購入費		1,400,104千円
第3項 償 還 金		8,351千円
(債務負担行為)		
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		

事 項	期 間	限 度	額
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (機械設備工事)	令和7年度から令和9年度まで	1,107,000千円	
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備及び機械設備工事)	令和7年度から令和8年度まで	309,900千円	

(企業債)
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定め

る。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	374,200千円	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを 行つた後、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のもの ただし、特別のも は、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 42,657千円

(十四) 令和六年山口県補正予算の金額の公表

令和七年二月山口県議会定例会で議決された令和六年度山口県補正予算の金額は、次のとおり。

令和七年三月二十日

山口県知事 平 塚 隆 弘

令和六年度山口県一般会計補正予算 (第5号)

令和六年度山口県の一般会計補正予算 (第5号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,906,855千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ776,698,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 県	税	10,314,251	187,261,767	197,576,018
	1 県民税	2,440,005	49,582,175	52,022,180
	2 事業税	5,254,027	43,178,357	48,432,384
	3 地方消費税	2,498,000	58,458,000	60,956,000
	4 不動産取得税	237,308	2,758,078	2,995,386
	5 果たばこ税	△11,000	1,497,000	1,486,000
	6 ゴルフ場利用税	△23,000	460,000	437,000
	8 軽油引取税	△263,735	12,518,484	12,254,749
	9 自動車税	165,646	18,641,673	18,807,319
	16 狩猟税	△1,000	11,000	10,000
	17 産業廃棄物税	18,000	149,000	167,000
2 地方消費税清算金		6,170,000	63,838,000	70,008,000
	1 地方消費税清算金	6,170,000	63,838,000	70,008,000
3 地方譲与税				
	1 特別法人事業譲与税	4,286,000	27,429,000	31,715,000
	2 地方揮発油譲与税	4,263,000	24,658,000	28,921,000
	5 航空機燃料譲与税	23,000	2,366,000	2,389,000
		△1,000	26,000	25,000

9	自動車重量譲与税	△3,000	199,000	196,000	
10	森林環境譲与税	4,000	112,000	116,000	
4	地方特例交付金	371,000	4,215,000	4,586,000	
5	地方交付税	1 地方特例交付金	371,000	4,215,000	4,586,000
		1 地方交付税	7,826,000	181,900,000	189,726,000
			7,826,000	181,900,000	189,726,000
			△75,747	309,000	233,253
6	交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	△75,747	309,000	233,253
7	分担金及び負担金	△421,822	4,474,603	4,052,781	
	1 分担金	△14,119	407,496	393,377	
	2 負担金	△407,703	4,067,107	3,659,404	
8	使用料及び手数料	△203,091	8,572,625	8,369,534	
	1 使用料	△93,627	6,751,153	6,657,526	
	2 手数料	△109,464	1,821,472	1,712,008	
9	国庫支出金	△6,592,344	98,558,081	91,965,737	
	1 国庫負担金	△2,310,260	36,497,370	34,187,110	
	2 国庫補助金	△3,855,255	59,795,927	55,940,672	
	3 委託金	△426,829	2,264,784	1,837,955	
10	財産収入	308,566	1,626,327	1,934,893	
	1 財産運用収入	357,337	1,166,083	1,523,420	
	2 財産売却収入	△48,771	460,244	411,473	
11	寄付金	△53,894	287,916	234,022	
	1 寄付金	△53,894	287,916	234,022	
12	繰入金	△2,015,121	32,602,065	30,586,944	
	1 特別会計繰入金	1,462,352	4,871,722	6,334,074	
13	繰越金	△3,477,473	27,730,343	24,252,870	
	2 基金繰入金	22,994,130	578,556	23,572,686	
	1 繰越金	22,994,130	578,556	23,572,686	

[illegible]

11災害復旧費	8社会教育費	△37,697	1,437,431	1,399,734				
	9保健体育費	△51,820	705,241	653,421				
	10大学費	63,715	1,499,089	1,562,804				
	11学費	△263,668	9,535,077	9,271,409				
		△4,703,737	9,208,989	4,505,252				
	1農林水産施設災害復旧費	△1,015,759	1,759,501	743,742				
	2土木施設災害復旧費	△3,542,036	7,289,488	3,747,452				
	4学校施設等災害復旧費	△145,942	160,000	14,058				
	12公債費	△920,618	84,299,489	83,378,871				
	1公債費	△920,618	84,299,489	83,378,871				
	13諸支出金	12,117,000	95,783,000	107,900,000				
1地方消費税清算金	6,856,000	57,268,000	64,124,000					
2利子割交付金	24,000	117,000	141,000					
3配当割交付金	547,000	996,000	1,543,000					
4株式等譲渡所得割交付金	1,001,000	1,100,000	2,101,000					
5法人事業税交付金	479,000	3,198,000	3,677,000					
6地方消費税交付金	3,148,000	32,205,000	35,353,000					
7ゴルフ場利用税交付金	△8,000	323,000	315,000					
10環境性能割交付金	70,000	576,000	646,000					
歳出合計	3,906,855	772,791,635	776,698,490					
第2表 継続費補正 変更 (単位 千円)								
款	項	事業名	補正前 総額 年度 割額	補正後 総額 年度 割額				
8土木費	河川海岸3費	深川川総合開発事業費	21,252,000	7	919,000	21,252,000	7	919,000
			8	820,000	8	820,000		

9	800,000	9	800,000
10	220,000	10	220,000
11	250,000	11	250,000
12	250,000	12	250,000
13	300,000	13	300,000
14	494,912	14	494,912
15	198,000	15	198,000
16	280,382	16	280,382
17	327,028	17	327,028
18	225,000	18	225,000
19	270,000	19	270,000
20	300,000	20	300,000
21	290,000	21	290,000
22	147,429	22	147,429
23	146,700	23	146,700
24	325,000	24	325,000
25	300,000	25	300,000
26	270,000	26	270,000
27	163,000	27	163,000
28	304,000	28	304,000

	29	163,000	29	163,000
	30	163,000	30	163,000
	元	463,000	元	463,000
	2	367,000	2	367,000
	3	390,000	3	390,000
	4	920,000	4	920,000
	5	891,209	5	891,208
	6	964,000	6	1,017,000
	7	1,852,000	7	978,000
	8	2,701,000	8	2,701,000
	9	2,733,000	9	2,733,000

	10	1,491,000	10	1,491,000
	//	553,340	//	1,374,341

第3表 繰越明許費 (単位: 千円)

1 追加

款	項	事	項	金額
2 総務費	2 企画調整費	国土調査事業費		107,460
		情報化推進費		463,016
		防災体制整備拡充費		88,768
3 民生費	6 防災社会福祉費	社会福祉行政指導費		5,951
		身体障害者福祉法等施行事務費		430,626

4 衛生費	4 児童福祉費	介護保険対策費	1,116,032
		児童健全育成対策費	450
		児童福祉施設整備費補助	75,218
		口腔衛生事業推進費	44,748
		感染症予防費	189,735
		精神障害者援護費	5,069
		母子保健推進費	4,158
		環境推進費	2,500
		自然公園管理費	18,500
		自然保護啓発費	28,600
		医療関係法施行事務費	1,402,801
8 医薬費	8 医薬費	医師確保対策費	122,577
		救急休日夜間医療対策費	134,478
		医療施設等設備整備費補助	730,000
		薬事指導費	119,987
		県立病院機構管理指導費	95,087
		単県農山漁村整備事業費	75,979
		県営かんがえ排水改良事業費	571,115
		基地障害防止対策事業費	63,699
		県営中山間地域総合整備事業費	192,740
		団体営土地改良費	11,960
		ふるさと農道緊急整備事業費	51,327
		団体営農地防災事業費	106,057
		国営農地再編整備事業負担金	234,032

4	林業費	林産物振興事業費	28,750	5	水産業費	水産資源環境整備事業費	27,660	9	警察管理費	5	都市計画費	港湾改修費	446,650																																																																													
		優良種苗確保事業費	7,359			広域水産物供給基盤整備事業費	19,961					防府警察署建設費	96,289	単独港湾改修費	129,769																																																																											
		造林推進事業費	238,646			単独漁港建設改良事業費	3,625					周南警察署建設費	18,826	単独海岸事業費	10,213																																																																											
		広域基幹林道開設事業費	164,899			土木諸費	56,081					駐在所等改築費	95,456	港湾受託事業費	2,000																																																																											
		普通林道開設事業費	18,413			単独道路舗装費	723,922					大規模改造事業費	467,599	空港維持管理費	68,995																																																																											
		林地荒廃防止事業費	22,382			単独路側整備事業費	534,872					施設整備費	1,228,954	都市公園等管理運営費	14,696																																																																											
		小規模治山事業費	14,469			道路調査費	13,149					県立大学整備費	89,463	下水道受託事業費	942																																																																											
		単独砂防改良費	143,459			単独橋りょう補修費	35,981					私立学校運営費補助	54,750	一般管理費	28,836																																																																											
		砂防受託事業費	8,846			河川維持管理運営費	304,090					農地災害復旧事業費	491,000	防府警察署建設費	96,289																																																																											
		港湾維持管理運営費	390,000			都市基盤河川改修事業費	10,900					林道災害復旧事業費	67,071	周南警察署建設費	18,826																																																																											
8	土木費	1	道路橋りょう費	2	管理費	土木諸費	56,081	10	教育費	4	高等学校費	7	特別支援学校費	施設整備費	1,228,954																																																																											
																単独道路舗装費	534,872	10	大	学	費	県立大学整備費	89,463																																																																			
																								単独路側整備事業費	13,149	//	学	事	費	私立学校運営費補助	54,750																																																											
																																道路調査費	//	災	害	復	旧	費	農林水産施設災害復旧費	491,000																																																		
																																									単独橋りょう補修費	35,981	//	災	害	復	旧	費	農地災害復旧事業費	67,071																																								
																																																			河川維持管理運営費	304,090	//	災	害	復	旧	費	林道災害復旧事業費	49,816																														
																																																													都市基盤河川改修事業費	10,900	//	災	害	復	旧	費	治山施設災害復旧事業費	37,950																				
																																																																							自然災害防止事業費	11,673	//	災	害	復	旧	費	土木過年単独災害復旧事業費	48,893										
																																																																																	堰堤修繕事業費	218,273	//	災	害	復	旧	費	土木現年単独災害復旧事業費	12,991,585
単独砂防改良費	143,459	//	災	害	復	旧	費	土木現年単独災害復旧事業費	12,991,585																																																																																	
										砂防受託事業費	8,846	//	災	害	復	旧	費	土木現年単独災害復旧事業費	12,991,585																																																																							
																				港湾維持管理運営費	390,000	//	災	害	復	旧	費	土木現年単独災害復旧事業費	12,991,585																																																													

2 総務費		3 農地費		4 林業費		5 水産業費		8 土木費		3 河川海岸費		6 住宅費			
6 農林水産業費	3 農地費	4 林業費	5 水産業費	8 土木費	2 道路橋りょう費	3 河川海岸費	5 都市計画費	6 住宅費	2 道路橋りょう費	3 河川海岸費	5 都市計画費	6 住宅費			
庁舎等維持管理費	広域営農団地農道整備事業費	200,882	534,500	造林事業費	ふるさと林道緊急整備事業費	190,360	363,525	一般治山事業費	地域水産物供給基盤整備事業費	22,700	162,490	地すべり対策事業費	急傾斜地崩壊対策事業費	1,672,053	2,828,515
農業集落排水事業費	基盤整備促進事業費	153,000	149,925	県営老朽ため池整備事業費	地すべり対策事業費	62,058	81,510	県営海岸保全施設整備事業費	漁港漁場機能高度化事業費	515,795	1,037,119	自然災害防止事業費	港湾環境整備事業費	15,960	58,893
基盤整備促進事業費	県営老朽ため池整備事業費	45,600	52,200	地すべり対策事業費	県営海岸保全施設整備事業費	40,912	144,088	県営海岸保全施設整備事業費	漁港漁場機能高度化事業費	215,460	506,368	自然災害防止事業費	港湾環境整備事業費	15,960	58,893
県営老朽ため池整備事業費	地すべり対策事業費	815,172	1,779,245	県営海岸保全施設整備事業費	漁港漁場機能高度化事業費	215,460	506,368	漁村づくり総合整備事業費	交通安全施設整備事業費	11,000	107,208	港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業費	15,960	58,893
地すべり対策事業費	県営海岸保全施設整備事業費	103,517	266,878	漁港漁場機能高度化事業費	漁村づくり総合整備事業費	11,000	107,208	交通安全施設整備事業費	単独交通安全施設整備事業費	21,394	645,541	港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業費	15,960	58,893
県営海岸保全施設整備事業費	漁港漁場機能高度化事業費	469,993	972,873	漁港漁場機能高度化事業費	漁村づくり総合整備事業費	11,000	107,208	交通安全施設整備事業費	単独交通安全施設整備事業費	21,394	645,541	港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業費	15,960	58,893
漁港漁場機能高度化事業費	漁村づくり総合整備事業費	22,700	162,490	漁港漁場機能高度化事業費	漁村づくり総合整備事業費	22,700	162,490	交通安全施設整備事業費	単独交通安全施設整備事業費	21,394	645,541	港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業費	15,960	58,893
漁港漁場機能高度化事業費	漁村づくり総合整備事業費	515,795	1,037,119	漁港漁場機能高度化事業費	漁村づくり総合整備事業費	515,795	1,037,119	交通安全施設整備事業費	単独交通安全施設整備事業費	21,394	645,541	港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業費	15,960	58,893
漁村づくり総合整備事業費	交通安全施設整備事業費	395,203	1,265,421	交通安全施設整備事業費	単独交通安全施設整備事業費	395,203	1,265,421	交通安全施設整備事業費	単独交通安全施設整備事業費	395,203	1,265,421	港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業費	15,960	58,893
交通安全施設整備事業費	単独交通安全施設整備事業費	21,394	645,541	交通安全施設整備事業費	単独交通安全施設整備事業費	21,394	645,541	交通安全施設整備事業費	単独交通安全施設整備事業費	21,394	645,541	港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業費	15,960	58,893
単独交通安全施設整備事業費	舗装補修費	1,082,886	120,707	舗装補修費	道路災害防除費	1,593,508	2,395,518	道路災害防除費	単独道路災害防除費	20,000	257,992	道路災害防除費	単独道路災害防除費	20,000	257,992
道路災害防除費	単独道路災害防除費	2,772,179	4,890,720	単独道路災害防除費	道路改良費	747,134	2,679,221	道路改良費	単独道路改良費	2,612,114	6,339,100	道路改良費	単独道路改良費	2,612,114	6,339,100
単独道路改良費	橋りょう補修費			橋りょう補修費				橋りょう補修費				橋りょう補修費			

10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	校舎改築費	129, 496	342, 317
		施設改造費	190, 871	267, 553
// 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	土木過年補助災害復旧事業費	553, 887	731, 806
		土木現年補助災害復旧事業費	1, 513, 614	1, 777, 111
合 計			25, 330, 748	50, 353, 156

第 4 表 地 方 債 補 正
1 追 加 (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
社会福祉行政指導事業 土木現年直轄災害復旧事業 負担金	6, 500 127, 900	証書借入又は 証券発行	年 8.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る資金につ いて、利率の 見直しを行 うにあって は、当該見 直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金 均等半年賦30年以内 のもの ただし、特 別の条件に おいて、借 入先と協議 して定める 条件による。
計	134, 400			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正		補 正	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎等維持管理事業	100, 000	証書借入又は 証券発行	年 8.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る資金につ いて、利率の 見直しを行 うにあって は、当該見 直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均 等半年賦30年以内 のもの ただし、特 別の条件に おいて、借 入先と協議 して定める 条件による。
防災体制整備拡充事業	1, 670, 000	証券発行	年 8.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る資金につ いて、利率の 見直しを行 うにあって は、当該見 直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均 等半年賦30年以内 のもの ただし、特 別の条件に おいて、借 入先と協議 して定める 条件による。
障害者自立支援対策事業	50, 000		38, 100	
児童福祉施設整備事業	98, 000		39, 200	
環境推進事業	62, 000		45, 500	
県営かんがい排水改良 事業	248, 000		225, 200	

広域営農団地農道整備 事業	97, 600	77, 000
基幹農道整備事業	87, 000	142, 000
経営体育成基盤整備事 業	1, 737, 400	1, 719, 200
県営中山間地域総合整 備事業	96, 000	98, 900
基盤整備促進事業	1, 000	1, 500
ふるさと農道緊急整備 事業	55, 000	55, 300
県営老朽ため池整備事 業	879, 900	888, 100
団体営農地防災事業	12, 000	10, 500
地すべり対策事業 (農 林)	76, 700	47, 900
県営海岸保全施設整備 事業	124, 900	81, 200
治水防除事業	110, 200	150, 800
国営農地再編整備事業 負担金	410, 400	314, 800
広域基幹林道開設事業	76, 000	70, 000
ふるさと林道緊急整備 事業	110, 000	78, 500
一般治山事業	879, 600	787, 300
保安林改良事業	31, 000	33, 700
林地荒廃防止事業	41, 000	45, 200
小規模治山事業	35, 000	36, 600
広域水産物供給基盤整 備事業 (漁港)	143, 000	16, 100
漁港漁場機能高度化事 業	155, 000	133, 100
漁港海岸保全施設整備 事業	238, 900	218, 200
地域水産物供給基盤整 備事業 (漁場)	149, 000	124, 900
国際総合センター運営 事業	236, 000	131, 400
舗装補修事業	800, 200	69, 200

報 道 路 災 害 防 除 事 業		山 口 県		金 曜 日		令 和 7 年 3 月 28 日		(号 外 ー 10)	
道路災害防除事業	1, 618, 800								
単独道路舗装事業	755, 000								
単独道路災害防除事業	219, 000								
単独路側整備事業	296, 000								
道路改良事業	2, 632, 900								
単独道路改良事業	3, 037, 000								
道路直轄事業負担金	8, 252, 300								
交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	643, 300								
単独交通安全施設整備 事業(道路管理者分)	581, 000								
橋りょう補修事業	3, 415, 500								
単独橋りょう補修事業	9, 000								
広域河川改修事業	1, 729, 000								
河川情報基盤緊急整備 事業	98, 900								
固防高潮対策事業	340, 000								
河川工作物関連応急対 策事業	524, 000								
河川災害関連事業	267, 000								
単独河川改修事業	1, 595, 000								
自然災害防止事業(河 川)	826, 000								
河川直轄事業負担金	396, 200								
深川川総合開発事業	564, 100								
ダム建設実施調査事業	404, 000								
堰堤改良事業	558, 400								
堰堤修繕事業	91, 000								
高潮対策事業	237, 900								
侵食対策事業	48, 500								
自然災害防止事業(海 岸)	19, 000								
土木諸事業	112, 000								
通常砂防事業	1, 771, 400								
災害関連緊急砂防事業	34, 000								
地すべり対策事業(建 設)	379, 900								
災害関連緊急地すべり 対策事業	73, 000								
急傾斜地崩壊対策事業	739, 700								
災害関連緊急急傾斜地 崩壊対策事業	115, 000								
砂防災害関連事業	99, 000								
単独砂防改良事業	58, 000								
自然災害防止事業(砂 防)	411, 000								
港湾既存施設有効活用 促進事業	491, 400								
港湾環境整備事業	38, 000								
港湾直轄事業負担金	2, 187, 600								
単独港湾改修事業	45, 000								
海岸防災事業	839, 200								
都市計画街路整備事業	433, 600								
単独都市計画街路整備 事業	509, 000								
都市公園整備事業	364, 000								
単独都市公園整備事業	455, 000								
公営住宅建設事業	458, 000								
過疎地域下水道代行事 業	152, 700								
防府警察署建設事業	93, 000								

周南警察署建設事業	12,000	16,400			
駐在所等改築事業	114,000	110,800			
交通事故防止施設総合整備事業	382,000	334,700			
一般管理事業	272,000	272,400			
校舎改築事業	266,000	0			
大規模改造事業	330,000	302,400			
施設改造事業	242,000	0			
施設整備事業	1,100,000	861,700			
県立大学整備事業	133,000	0			
私立高校等施設整備事業	14,000	14,700			
土木過年補助災害復旧事業	562,000	401,300			
土木過年単独災害復旧事業	47,000	46,500			
土木現年補助災害復旧事業	1,767,000	745,800			
土木現年単独災害復旧事業	125,000	240,300			
補助港湾災害復旧事業	124,000	0			
県立学校施設災害復旧事業	60,000	12,100			
治山施設災害復旧事業	20,000	17,600			
県有施設災害復旧事業	100,000	0			
臨時財政対策債	1,271,000	1,445,637			
計	54,770,100	44,127,937			

令和 6 年度中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 6 年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ108,845千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ382,188千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入 金		1 他会計繰入金	△64,149	153,695	89,546
				153,695	89,546
3 繰 越 金		1 繰 越 金	32,731	5,109	37,840
			32,731	5,109	37,840
4 諸 収 入		1 貸付金元利収入	△75,961	257,229	181,268
			△60,049	228,017	167,968
5 県 債		2 雑 入	△15,912	29,212	13,300
			△1,466	75,000	73,534
歳 入 合 計		1 県 債	△1,466	75,000	73,534
			△108,845	491,033	382,188
歳 出 合 計					
1 中小企業近代化資金		項	補 正 額	補正前の額	計
			△108,845	491,033	382,188
2 中小企業高度化資金		1 中小企業設備近代化資金	△50,375	382,342	331,967
		2 中小企業高度化資金	△58,470	108,691	50,221
歳 出 合 計			△108,845	491,033	382,188

第 2 表 地方債補正 (単位 千円)

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算	年 8.0%	国の定める方法に	73,534

	方法に よる。	よる。	方法に よる。	よる。
--	------------	-----	------------	-----

令和6年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）

令和6年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,241千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

款 入	項	補 正 額	補正前の額	計
2 使用料及び手数料		△4,284	88,703	84,419
5 繰 入 金	1 使 用 料	△4,284	88,703	84,419
		△5,728	149,717	143,989
6 繰 越 金	1 他会計繰入金	△5,728	149,717	143,989
		14,275	1	14,276
		14,275	1	14,276
7 諸 収 入	1 繰 越 金	△10,504	94,916	84,412
		△1	1	0
	1 延 滞 金	△10,503	94,915	84,412
	3 雑 入	△6,241	346,136	339,895
歳 入 合 計				
歳 入 出				
款 入 出				
1 下関漁港地方卸売市場費	項 補 正 額 補正前の額 計	△6,241	346,136	339,895
2 市場管理費		△6,241	346,136	339,895
歳 出 合 計		△6,241	346,136	339,895
令和6年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）				
令和6年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。				

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ116,713千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,134千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳 入	歳 出	款 入	款 出	項	補 正 額	補正前の額	計
3 繰 越 金		1 繰 越 金			△118,097	153,564	35,467
					△118,097	153,564	35,467
4 諸 収 入		1 貸付金元利収 入			1,384	283	1,667
					1,385	280	1,665
歳 入 合 計		2 雑 入			△1	3	2
					△116,713	153,847	37,134
1 林業・木材産業 改善資金		項 補 正 額 補正前の額 計			△116,713	153,847	37,134
					△116,713	153,847	37,134
歳 出 合 計		1 林業・木材産 業改善資金			△116,713	153,847	37,134
					△116,713	153,847	37,134
令和6年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）							
令和6年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。							
（歳入歳出予算の補正）							
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97,308千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,089千円とする。							
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。							
第1表 歳入歳出予算補正							
歳 入							
歳 入 出							
款 入 出							
項 補 正 額 補正前の額 計					△96,741	97,470	729
3 繰 越 金							

4 諸 収 入	1 繰 越 金	△96,741	97,470	729
		△567	3,927	3,360
1 貸付金元利収 入		△567	3,927	3,360
歳 入	合 計	△97,308	101,397	4,089
歳 出				
款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 沿岸漁業改善資 金		△97,308	101,397	4,089
	1 沿岸漁業改善 資金	△97,308	101,397	4,089
歳 出	合 計	△97,308	101,397	4,089
令和 6 年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算 (第 1 号)				
令和 6 年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定 めるところによる。				
(歳入歳出予算の補正)				
第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ413,637千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ3,372,857千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。				
第 1 表 歳入歳出予算補正			(単位 千円)	
歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
1 事 業 収 入		△758,527	3,785,976	3,027,449
	1 事 業 収 入	△758,527	3,785,976	3,027,449
3 繰 越 金		344,890	1	344,891
	1 繰 越 金	344,890	1	344,891
歳 入	合 計	△413,637	3,786,494	3,372,857
歳 出				
款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 当せん金付証券 発売事業費		△413,637	3,786,494	3,372,857
	2 繰 出 金	△413,637	3,785,977	3,372,340
歳 出	合 計	△413,637	3,786,494	3,372,857

令和 6 年度収入証紙特別会計補正予算 (第 1 号)				
令和 6 年度山口県の収入証紙特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによ る。				
(歳入歳出予算の補正)				
第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ155,522千円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ3,684,654千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。				
第 1 表 歳入歳出予算補正			(単位 千円)	
歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
1 証 紙 収 入		△344,556	3,840,175	3,495,619
	1 証 紙 収 入	△344,556	3,840,175	3,495,619
2 繰 越 金		189,034	1	189,035
	1 繰 越 金	189,034	1	189,035
歳 入	合 計	△155,522	3,840,176	3,684,654
歳 出				
款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 繰 出 金		△155,522	3,840,176	3,684,654
	1 繰 出 金	△155,522	3,840,176	3,684,654
歳 出	合 計	△155,522	3,840,176	3,684,654
令和 6 年度土地取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)				
令和 6 年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところ による。				
(歳入歳出予算の補正)				
第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,582,283千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ1,856,551千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。				
第 1 表 歳入歳出予算補正			(単位 千円)	
歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
1 財 産 収 入		1,566,250	274,267	1,840,517
	1 財 産 収 入	1,566,250	274,267	1,840,517

令和6年度港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ99,733千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,532,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料		△1,012,730	1,584,799	572,069

2 寄 付 金	1 使 用 料	△1,012,730	1,584,799	572,069
		△10,615	594,425	583,810

3 繰 越 金	1 寄 付 金	△10,615	594,425	583,810
		882,547	1	882,548

4 諸 収 入	1 繰 越 金	882,547	1	882,548
		41,065	121,586	162,651

歳 入	1 雑 入	41,065	121,586	162,651
		△99,733	3,632,211	3,532,478

歳 入 出	合 計	△99,733	3,632,211	3,532,478
		△99,733	3,632,211	3,532,478

1 港湾整備事業費	1 港 湾 費	△99,733	3,632,211	3,532,478
		△99,733	3,632,211	3,532,478

第2表 繰越明許費（単位 千円）

款	項	事	項	金 額
/ 港湾整備事業費	/ 港 湾 費	港湾整備費		630,200

(号 外-10)

令和6年度山口県の公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和6年度山口県の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ835,886千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,454,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
		△835,886	84,063,584	83,227,698

1 繰 入 金	1 他会計繰入金	△835,886	84,063,584	83,227,698
		△835,886	113,290,424	112,454,538

歳 入 出	合 計	△835,886	113,290,424	112,454,538
		△835,886	113,290,424	112,454,538

1 公 債 費	項	補 正 額	補正前の額	計
		△835,886	113,290,424	112,454,538

歳 出	1 公 債 費	△835,886	113,290,424	112,454,538
		△835,886	113,290,424	112,454,538

令和6年度地方独立行政法人山口市立病院機構特別会計補正予算（第1号）

令和6年度山口県の地方独立行政法人山口市立病院機構特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ239,054千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,409,449千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院機構貸付金	620,200	証書借入又は証券発	年8.0%以内	元利均等返済又は元金均	386,000	証書借入又は証券発	年8.0%以内	元利均等返済又は元金均

款	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	506	292,117	292,623
2 諸収入	1 貸付金元利収入	△5,360	736,186	730,826
3 県債	1 県債	△234,200	620,200	386,000
歳入	合計	△239,054	1,648,503	1,409,449
歳出	項目	補正額	補正前の額	計
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	△239,054	1,648,503	1,409,449
歳出	合計	△239,054	1,648,503	1,409,449

第2表	地方債補正	(単位 千円)
-----	-------	---------

行	行
利率見直し等半年賦 し方式で30年以内 借り入れただし、 資金に特別の 利率の先と協 直した上で定 行において該 は、当直し後 見の利率に よる。	利率見直し等半年賦 し方式で30年以内 借り入れただし、 資金に特別の 利率の先と協 直した上で定 行において該 は、当直し後 見の利率に よる。

令和6年度就農支援資金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,316千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

款 入	項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△344	376	32
3 繰越金	△1,461	5,816	4,355	
	△1,461	5,816	4,355	
4 諸収入	1 繰越金	△511	9,746	9,235
	1 貸付金元利収入	△510	9,745	9,235
歳入	合計	△1	1	0
歳出	項目	補正額	補正前の額	計
1 就農支援資金	△2,316	15,938	13,622	
	1 就農支援資金	△2,316	15,938	13,622
歳出	合計	△2,316	15,938	13,622

令和6年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和6年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ430,292千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,546,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金		3,995	35,847,167	35,851,162
	1 負担金	3,995	35,847,167	35,851,162
2 国庫支出金		29,696	35,820,838	35,850,534
	1 国庫負担金	357,855	23,393,368	23,751,223
	2 国庫補助金	△328,159	12,427,470	12,099,311
4 前期高齢者交付金		10,804	55,275,938	55,286,742
	1 前期高齢者交付金	10,804	55,275,938	55,286,742
5 共同事業交付金		△61,197	316,233	255,036
	1 共同事業交付金	△61,197	316,233	255,036
6 財産収入		10,619	80	10,699
	1 財産運用収入	10,619	80	10,699
8 繰入金		△166,489	7,892,822	7,726,333
	1 他会計繰入金	129,004	7,464,650	7,593,654
	2 基金繰入金	△295,493	428,172	132,679
9 繰越金		△499,036	2,819,702	2,320,666
	1 繰越金	△499,036	2,819,702	2,320,666
10 諸収入		241,316	4,266	245,582
	5 雑収入	241,316	4,266	245,582
歳入	合計	△430,292	137,977,046	137,546,754

款	項	補正額	補正前の額	計
1 総務費		3,369	35,105	38,474
	1 総務管理費	3,669	34,725	38,394
	2 運営協議会費	△300	380	80
2 保険給付費等交付金		1,794,150	112,366,225	114,160,375
	1 保険給付費等交付金	1,794,150	112,366,225	114,160,375
3 後期高齢者支援金等		△126,388	16,993,618	16,867,230
	1 後期高齢者支援金等	△126,388	16,993,618	16,867,230
5 介護納付金		△91,462	4,978,704	4,887,242
	1 介護納付金	△91,462	4,978,704	4,887,242
6 病床転換支援金等		△8	16	8
	1 病床転換支援金等	△8	16	8
8 財政安定化基金支出金		△295,493	295,493	0
	1 財政安定化基金支出金	△295,493	295,493	0
9 保健事業費		△7,046	150,000	142,954
	1 保健事業費	△7,046	150,000	142,954
10 基金積立金		10,619	963,639	974,258
	1 基金積立金	10,619	963,639	974,258
12 諸支出金		△1,721,196	1,841,174	119,978
	1 償還金及び還付加算金	△1,721,196	1,841,174	119,978
13 繰出金		3,163	2,133	5,296
	1 繰出金	3,163	2,133	5,296
歳出	合計	△430,292	137,977,046	137,546,754

令和6年度山口県の産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

令和6年度山口県の産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第2款 電気事業費用										172,717千円	2,320,300千円	2,493,017千円
第1項 営業費用										97,221千円	2,197,722千円	2,294,943千円
第2項 附帯事業費用										△246千円	23,664千円	23,418千円
第4項 事業外費用										75,700千円	95,607千円	171,307千円
第5項 特別損失										42千円	3千円	45千円
(資本的収入及び支出)												
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額314,218千円は、過年度分損益勘定留保資金273,327千円、減債積立金13,425千円及び当年度資本的収支調整額27,466千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額388,150千円は、過年度分損益勘定留保資金355,452千円、減債積立金13,425千円及び当年度資本的収支調整額19,273千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。												
科 目										補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入										△4,764千円	5,731千円	967千円
第3項 資本剰余金										△4,545千円	4,546千円	1千円
第5項 雑収入										△219千円	1,184千円	965千円
科 目										補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出										69,168千円	319,949千円	389,117千円
第1項 建設費										△292千円	416千円	124千円
第2項 改良費										69,460千円	303,007千円	372,467千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)												
第5条 予算第8条中「職員給与費427,344千円」を「職員給与費419,375千円」に改める。												
令和6年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)												
(総則)												
第1条 令和6年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。												
(業務の予定量)												
第2条 令和6年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「571,800,000m ³ 」を「571,842,000m ³ 」に改める。												
(収益的収入及び支出)												
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。												
科 目										補正予定額	既決予定額	計
第1款 工業用水道事業収益										479千円	7,318,964千円	7,319,443千円
第1項 営業収益										△27,371千円	6,826,678千円	6,799,307千円
第2項 営業外収益										27,805千円	492,283千円	520,088千円
第5項 特別利益										45千円	3千円	48千円
科 目										補正予定額	既決予定額	計
第2款 工業用水道事業費用										△108,537千円	6,636,676千円	6,528,139千円
第1項 営業費用										△222,250千円	6,443,079千円	6,220,829千円
第2項 営業外費用										111,843千円	183,594千円	295,437千円
第5項 特別損失										1,870千円	3千円	1,873千円
(資本的収入及び支出)												
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,519,966千円は、過年度分損益勘定留保資金3,184,705千円及び当年度資本的収支調整額335,261千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,127,486千円は、過年度分損益勘定留保資金3,144,035千円、減債積立金736,135千円及び当年度資本的収支調整額247,316千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。												
科 目										補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入										△1,003,096千円	1,812,809千円	809,713千円
第1項 企業債										△913,600千円	1,130,000千円	216,400千円
第4項 資本剰余金										101,585千円	247,154千円	348,739千円
第6項 雑収入										△191,081千円	435,654千円	244,573千円
科 目										補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出										△395,576千円	5,332,775千円	4,937,199千円
第2項 改良費										△397,426千円	4,183,272千円	3,785,846千円
第4項 償還金										△1,309千円	1,134,502千円	1,133,193千円
第6項 補助金返還金										3,159千円	5,000千円	8,159千円
(企業債)												
第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。												

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後		
	補 限度額	正 起債の 方法	利 率	補 限度額	正 起債の 方法	後 償還の 方法
周南工業用水道改良資金	千円 160,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	千円 30,600	証書借入又は証券発行	30年以内 に毎年元 金均等償 還する
富田夜市川工業用水道改良資金	80,000	利率見直し方式で借り入れ又は資金に充て、償還する	年8.0%以内	15,300	利率見直し方式で借り入れ又は資金に充て、償還する	30年以内 に毎年元 金均等償 還する
佐波川工業用水道改良資金	170,000	利率見直し方式で借り入れ又は資金に充て、償還する	年8.0%以内	32,600	利率見直し方式で借り入れ又は資金に充て、償還する	30年以内 に毎年元 金均等償 還する
厚東川工業用水道改良資金	300,000			57,500		
木屋川工業用水道改良資金	420,000			80,400		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費721,495千円」を「職員給与費736,672千円」に改める。

令和6年度流域下水道事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 令和6年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 令和6年度流域下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第2号中「12,046,450m³」を「10,717,683m³」に改め、同条第3号中「33,004m³」を「29,364m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入	補正予定額	既決予定額	計
第1款 流域下水道事業収益	△105,768千円	1,858,509千円	1,752,741千円	
第1項 営業収益	△120,446千円	934,916千円	814,470千円	
第2項 営業外収益	14,678千円	923,593千円	938,271千円	
科 目	支 出	補正予定額	既決予定額	計

第2款 流域下水道事業費用 △105,768千円 1,858,509千円 1,752,741千円
第1項 営業費用 △109,900千円 1,823,273千円 1,713,373千円
第2項 営業外費用 4,132千円 35,236千円 39,368千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第3款 資本的収入	△74,272千円	1,218,432千円	1,144,160千円
第1項 企業債	17,000千円	247,600千円	264,600千円
第2項 国庫支出金	△59,282千円	579,332千円	520,050千円
第3項 負担金	△31,990千円	391,500千円	359,510千円
科 目	補正予定額	既決予定額	計
第4款 資本的支出	△74,272千円	1,218,432千円	1,144,160千円
第1項 建設改良費	△67,501千円	912,354千円	844,853千円
第2項 固定資産購入費	△2,670千円	5,134千円	2,464千円
第3項 償還金	△4,101千円	300,944千円	296,843千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後		
	補 限度額	正 起債の 方法	利 率	補 限度額	正 起債の 方法	後 償還の 方法
流 域 下 水 道 事 業	千円 247,600	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	千円 264,600	証書借入又は証券発行	年8.0%以内

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費41,118千円」を「職員給与費42,113千円」に改め

発
行
人
所

山
口
県
知
事
庁